

2025 年度「世界通商投資情報」に係る調査業務委託先の公募について

2025 年 4 月 22 日

日本機械輸出組合

通商政策グループ

1. 調査目的

国際的に事業を展開する日本の機械企業にとって重要市場である米国、中南米諸国、中国、アジア諸国、欧州連合(EU)の通商・投資関連動向、および WTO の重要な動向に関する速報と詳細な分析を含むレポートを随時提出する。

また、組合員にとって重要な個別の通商問題が発生した場合に、適切な対処措置やパブリック・コメント(内外政府等への意見書)の作成等について、適切なアドバイスを提供することとする。

2. 調査内容

(1) 調査業務

速報： 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項について重要な動きがあった場合、随時、速報(デイリーアラート情報)としてレポートを提出する(対象となる品目は、自動車、電機、電子機器、機械製品とする)。

関連データ： 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に該当する法令原文(また、公表された英語版がある場合には、当該英語版)を提供する。

質疑応答： 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に関する質問について応答する。但し、法的分析または詳細調査を要する事項については、別途協議するものとする。

ウェビナー/セミナー： 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に関し重要な動きがあった場合に年間 2 回、組合員向けのウェビナー又はセミナーを開催する。

(2) 調査項目、その要点

① 米国

- ・(i) 議会に提出された、または (ii) 議会で可決された通商・投資関連法案の分析(中間報告は特に必要とはしない)
- ・行政府より発表される通商・投資政策の分析(「IPEF(インド太平洋地域経済枠組み)等、新たな通商規制・ルール形成に関する動向や大統領令の実施動向、また、デジタル貿易・グリーン貿易に関する交渉で関税分野への影響があるものを含む。公式発表されるもののみでよく、追加費用が発生しないものを除き、日常動向のレポートは特に必要とはしない)
- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・中・欧への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向
- ・米国が提訴者となる WTO 紛争解決手続の動向(米国が被提訴者となる紛争解決手続、および中間報告は特に必要とはしない)。米国が参加するプルリ交渉に関する動向

② 中南米(メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、メルコスール)

- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・中・メキシコ、ブラジル、米国への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向

③ 中国

- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・米・欧への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向

④ インド及びアセアン諸国(ラオス、ブルネイ、ミャンマーを除く)

- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・中・米への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向

⑤ 韓国・台湾

- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・中・米への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向

⑥ 欧州連合(EU)

- ・欧州委員会、EU 理事会、欧州議会より発表される通商・投資政策の分析(サプライチェーン・デューディリジェンス、反強制的手段など新たな通商規制・ルール形成に関する動向、また、デジタル貿易・グリーン貿易に関する交渉で関税分野への影響があるものを含む。公式発表されるもののみでよく、追加費用が発生しないものを除き、日常動向のレポートは特に必要とはしない)
- ・関税、税関手続・規則等の関税措置の変更(輸入制限措置を含む)、および対日・中・米への AD/CVD/SG 調査または措置発動
- ・自動車、電機・電子機器、機械製品への顕著な影響が予想される FTA の動向
- ・EU が提訴者となる WTO 紛争解決手続の動向(EU が被提訴者となる紛争解決手続、および中間報告は特に必要とはしない)。EU が参加するブルリ交渉に関する動向

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有している法律事務所であること。
- ・申請者は、調査対象国・地域に事務所を有しそれぞれの事務所から報告書を提出すること。
- ・提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・委託金額： 上限 134,000 米国ドル(消費税含む)
- ・契約期間： 契約日から 2026 年 3 月 31 日まで
- ・提出物： 随時の速報レポート、関係資料(基本的に電子データで提出)

5. 応募資格

下記の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

2025 年 4 月 22 日 ～4 月 30 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入のうえ、以下の添付資料とともに E メールまたは郵送により提出して下さい。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により、個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給いたしません。

(添付する資料)

企業または個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

2025 年 5 月(予定)

当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当： 通商政策グループ 中塚、和田

E メール： nakatsuka@jmcti.or.jp

TEL： 03-3431-9348

以上